

【諮問第80号】

15川公審第8号
平成15年5月23日

川崎市教育委員会
委員長 黒田俊夫様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成10年8月24日付け10川教庶第568号の2をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成 10 年 6 月 19 日付で、旧川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる公文書の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 教育課程編成届についての公文書閲覧等請求に関し、学校教育部長らは、全中学校 51 校に当該閲覧等請求の請求事項を連絡せず、公文書不存在との理由をもって請求公文書を閲覧に供さず、その写しを交付しないとの情報公開条例手続きに違反する行為を行った。また、その後知らされ、若しくは最初から知らされていたにもかかわらず、51 人の校長は、閲覧等請求に対する手続をとらない。さらに教育長は、これらの事実を知りながら、適切に指導・監督する責務を怠る不作為がある。このような違法な不作為行為に対して、地方公務員法 29 条の懲戒処分並びにその他の処分をなした各処分文書、処分事由説明書その他処分理由を記した文書のすべて。なお、口頭処分の場合は、口頭処分を決めた会議文書及び口上を記した文書、メモのすべて

(2) 上記処分に際し使用した聴取書、報告書などの文書、資料のすべて

実施機関は、平成 10 年 7 月 3 日付けで、本件請求対象公文書は存在しないとして本件請求に対して拒否処分を行った。

異議申立人は、平成 10 年 8 月 10 日付けで、本件拒否処分の理由不備を理由として、本件請求に係る対象公文書のすべての公開を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第 80 号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成 14 年 5 月 16 日付け意見書及び平成 15 年 1 月 17 日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 本件拒否処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するのかの理由付記がない。

(2) 条例前文第 3 項（「情報公開制度は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい公正で信頼できるものでなければならぬ。」）の規定の趣旨からは、拒否した場合の理由説明は、わかりやすいものでなければならぬ。

4 実施機関の主張要旨

平成 11 年 5 月 20 日付け処分理由説明書及び平成 14 年 11 月 21 日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

本件請求の内容に係る公文書閲覧等請求に対する処分は、該当する公文書が存在しないことによるもので、存在する公文書を不存在であるとして処分を行ったものではない。

したがって、実施機関は、学校教育部長、各中学校長及び教育長に対し、本件請求の内容による懲戒処分等を行った事実はなく、よってそれらに関する公文書は、存在しない。

5 審査会の判断

本件は、実施機関が本件請求に係る対象公文書は不存在として拒否処分を行ったものである。このような実施機関の処分の当否についての審査は、教育課程編成届についての公文書閲覧等請求に関し、学校教育部長らに対して懲戒処分等が行われ、その処分に関する当該対象公文書が作成されたか否かという事実の問題であるが、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる(条例第15条第5項)にとどまり、当該対象公文書が存在していると推認することはできなかった。

実施機関は、処分理由説明書及び事情説明聴取において、懲戒処分等を行った事実はなく、その事実に関する公文書が存在しないと述べており、審査会として当該公文書の存在を認めることができない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会(五十音順)

| | | |
|----|----|-----|
| 委員 | 小林 | 美智子 |
| 委員 | 鈴木 | 庸夫 |
| 委員 | 高岡 | 香 |
| 委員 | 三浦 | 俊介 |
| 委員 | 安富 | 潔 |